

令和3年3月29日

第10回総会議事録

長岡市農業委員会

第 10 回総会議事録

- 1 日 時 令和3年3月29日（月曜日） 午後3時00分
- 2 場 所 さいわいプラザ4階 大ホール
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 令和2年度長岡市農業委員会の事業報告
 - 日程第 3 議案第55号 令和3年度長岡市農業委員会の事業計画について
議案第56号 令和2年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議案第57号 令和3年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について
議案第58号 農地法第3条の許可申請について
議案第59号 農地法第4条の許可申請について
議案第60号 農地法第5条の許可申請について
議案第61号 農用地利用集積計画の決定について
議案第62号 農用地利用配分計画案の決定について
 - 日程第 4 報告第9号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 （23名）別紙のとおり
- 5 欠席委員 （1名）別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 樺沢 仁、次長 井上 靖司、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 鈴木 久美子、主事 涌井 唯奈、
主事 桑原 彩乃、主事 原 成実

開 会（午後3時30分）

- 樺沢事務局長 これから第10回の農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第4条の規定により、高橋会長から議長を務めていただきます。よろしく申し上げます。
- 議長 （あいさつ）
これより第10回総会を始めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

欠席届が、議席番号6番、若井委員から提出されていますが、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることを報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任でございます。私において本日は7番、粉川委員、11番、安達委員を指名しますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 令和2年度長岡市農業委員会の事業報告について

議長 それでは、会議を始めます。日程第2、令和2年度長岡市農業委員会の事業報告について、事務局の報告を求めます。

井上次長 それでは、事業報告をさせていただきます。

議案書は2ページをご覧いただきたいと思います。令和2年の3月から令和3年の2月までの事業報告でございます。初めに、2ページから4ページにかけて、総会の開催状況を掲載しております。令和2年の6月までは改選前の総会となりまして、改選のあった7月から改めて第1回の総会となります。4ページの2月26日、第9回の農業委員会総会まで計13回の総会を開催いたしまして、議案審議をいただいております。

続いて、4ページの下の方、2の運営委員会につきましては、旧体制で4月に1回、それから改選後、9月と2月に開催をしております。

続いて、5ページになりますけれども、全員協議会につきましては9月に開催をしておりますし、意見書については10月29日に市長と市議会議長に提出をしております。

5の会議・研修会等の状況につきましては、5ページ、6ページにかけて掲載をしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

続いて、7ページ以降につきましては、事務の実施状況になります。7ページについては、農地法に基づく申請の処理や相続の届出、国有農地の管理状況等について掲載をしております。

8ページでは、基盤法に基づく所有権移転、農地中間管理事業による中間管理権の設定状況、配分計画について掲載をしております。

9ページでは、農業者年金、また全国農業新聞の購読状況等について

掲載をしておりますので、ご確認いただきたいと思います。

事業報告については以上になります。

議長 報告事項でございます。

日程第 3 議案第55号 令和3年度長岡市農業委員会の事業計画について

議長 日程第3、これより審議に入ります。

議案第55号 令和3年度長岡市農業委員会の事業計画についてを議題といたします。

農業委員会の安達農政対策委員長、中村農地対策委員長の説明をお願いします。

安達隆幸委員 それでは、令和3年度の事業計画について私、農政対策委員長の安達と農地対策委員長の中村がご説明いたします。

まず、議案書11ページをご覧ください。まず、初めに事業方針ですが、今ほど令和2年度の報告がありましたものを基にしまして、それにまた上乘せというような形で進めていかななくてはならないわけですが、現在我が国の農業をめぐる情勢が非常にコロナ禍における米消費の減退や米の需給緩和、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加等、様々な課題を抱え、農地等の利用の最適化の推進に向けた活動が急務となっております。

こうした中で、当委員会では農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、農地中間管理事業など各種の事業を活用し、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって目に見える活動の強化をしております。一部地域では、集約化という部分ではかなり集約された地域もございますが、まだそうでない地域もございますので、そちらに重点的に進んでいこうということで思っております。

具体的な項目につきまして、かいつまんで申し上げます。まず、1の総会の開催は例年どおり月1回開催していこうということでございます。

2番目、検討委員会・全員協議会・地域協議会の開催につきましては、委員の資質向上のために先進地視察研修等を実施する予定でございますが、現在、コロナ禍、第4波が来ているというような情報もあります。その中で、皆さんからのアンケートを集約しております。これらを参考に、今日の研修のように適時実施が必要なところに組み込んで進めてい

きたいと思っております。農業、農政等の諸課題を協議するための検討委員会、地域協議会等も開催してまいります。

3番目に、地域相談活動・農地利用集積活動については、今、人・農地プランの策定がされておまして、さらに進んでいる地域もあると聞いておりますが、地域や農家が抱える個々の課題に対し、積極的に相談活動に応じまして、その解決に努めていこうということで思っております。

中村正行委員 農地対策委員長の中村でございます。次のページ、12ページの4、農地パトロール・農地利用状況調査及び現地調査等の実施並びに検討については違反転用に対する取組といたしまして、(2)を追加いたしました。遊休農地や違反転用防止につきましては、昨年からは違反転用是正プロジェクトチームを発足し、農地パトロールを強化してまいりましたけれども、今後はプロジェクトチームによる会議を定期的で開催し、特に違反転用に対しましてはプロジェクトチーム主導による現地調査や是正方針の決定等、フローチャートや運用方針に基づきまして適正に業務を遂行してまいります。また、市のホームページやパンフレット等を活用いたしまして、農地の有効活用や違反転用防止の啓発を積極的に行ってまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方からの日頃の農地パトロール、農地法の申請に係る現地調査につきまして、確実に実施をお願いいたします。

次に、6番の農地賃借料情報についてお話をいたします。賃借料につきましては、10年ほど前まで農地法に基づき、農業委員会は標準小作料を示しておりました。法改正によりまして、現在では毎年地域ごとの最高額、最低額、平均額を公表しております。これがいわゆる賃借料情報でございます。ところが、法改正から10年が経過をいたしまして、高齢化、担い手への農地の集積が進んでいること、そして米の消費低迷や需給緩和による米価の下落など農業をめぐる環境が著しく変化をしております。これらを踏まえまして賃借料情報だけでなく、法的な根拠はないのですけれども、契約の際の参考にしていただく参考小作料の提供について検討してまいりたいと考えております。

このほか農業委員会の活動につきましては、地域によって様々でございます。多岐にわたりますが、農業会議を中心とした関係機関との協議、連携を密に、目に見える活動に一丸となって取り組んでまいります。よ

ろしくお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

田中 豊委員 越路地区の田中です。

今ほどの説明の中で参考小作料情報の提供について検討するという内容がございました。

越路地域では、年に1度生産者の代表と土地提供者の代表、JAの方を交えて、その年の米価の価格や転作の具合などを検討した上で小作料を決定する会議を行っております。これは、農地の流動化、担い手への集積、中間管理事業を利用するにあたり、生産者によって小作料の格差があると、生産者同士の農地の交換がなかなか進んでいかないからです。誰に貸しても地域での小作料が同じであれば生産者に農地を集めることができ生産効率を上げることができるためこのようなやり方を行っております。

長岡市は海岸部から平野部、中山間地、土地改良区と色々な事情があつて一律にはいきませんが、地区ごとの参考小作料を表に見える形で進めていただきたいと思ひます。

中村正行委員 今回、参考小作料を提案させていただきましたけれど、考えていただくと、標準小作料が廃止された平成22年ごろの田んぼの売買価格が、現在は約半額に低下しています。これは、相対による相談が成立しているということだと思ひます。

一方で、賃借料はどうかというと、私の地域では平成27年に15%くらい下がりましたが、その後はなかなか下がらない状況です。これは、担い手が高齢化したことにより、農地を購入して規模を拡大するよりも、今後5年10年であれば借地でいいという消極的な需要となっていることや農業委員会が公表している賃借料情報が影響しているのではないかと考えています。

賃借料の設定は、20年前はほとんど相対で行われていたと思ひます。例えば、隣近所や親せきなどで、米価が下がれば下げてもらえないかという話ができる相手でした。現在は、中間管理権設定の利用権設定に代わり、建前は相対で相談して決定することになっておりますが、実際は農協の窓口職員が前年度の農業委員会が出す賃借料情報から毎年同様の条件、同額で設定しているのが現状だと考えます。

県内でも村上市や上越市は参考小作料に取組んでおられます。毎年する必要はありませんが、何とかまとめていきたいと提案したものであります。

田中 豊委員 いろいろな地域の事情に合わせて、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議長

標準小作料制度は農地法の改正により廃止され、10年くらいになりますが、当時から農業情勢も大幅に変わっており、長岡市農業委員会として標準小作料を出すべきではないかとの話が運営委員会で出されました。確実な計算方法はないと思ひますが、今年度はこの方針で活動していきたいと思ひます。

田中 豊委員 はい、ありがとうございます。

議長 それでは、異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声がございませうので、それでは異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

議案第56号 令和2年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議長 議案第56号 令和2年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

この目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、国から通知された農業委員会の適正な事務実施に基づき実施しているものです。内容については、先月の議案送付の際に事前に配付させていただき、意見等がある場合は3月1日までに事務局のほうへ報告いただくようお願いしておりました。その結果、2名の方から意見をいただきましたので、運営委員会において審議、検討させていただき、一部修正をさせていただきました。つきましては、修正箇所を除く箇所の内容や数値の詳細説明は割愛させていただきます。

それでは、議案書の14ページから21ページをご覧ください。初めに、14ページの長岡市農業委員会の状況では、当市の農業の概要と委員会の体制について記載してあります。

続いて、15ページのⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化、16ペー

ジのⅢ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、17ページ、Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価では、1として現状と課題を、2で目標と実績を、3で目標の達成に向けた活動計画と活動実績を、4で目標及び活動に対する評価をそれぞれ掲載してあります。

次の18ページのⅤ、違反転用への適正な対応については、1、現状及び課題の課題欄と3、活動計画・実績及び評価の活動実績と活動に対する評価欄の文言に対し、ご意見をいただきましたので、いただいた意見を基に当該年度における違反転用是正のための取組実績や現状の課題をより具体的な記述に修正させていただきました。

そして、19ページから20ページの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、ご覧いただいている資料の記載内容のとおりとなっております。

続いて、21ページ、Ⅶ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については現在空欄となっておりますが、この後ⅠからⅥについて承認をいただきますと、この内容をインターネットで公開し、市内の農業者から意見を聞き、参考にした上で記載内容を追加し、変更し、空欄を埋めて国、県へ進達することとなります。

同じく21ページ、中段Ⅷ、事務の実施状況の公表等については、記載内容のとおり、ホームページにおいて公表しております。

説明は以上となります。よろしくお願ひします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第56号 令和2年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第57号

令和3年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画につ

いて

議長 議案第57号 令和3年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

令和3年度の活動計画につきましても議案第56号同様に国から通知された農業委員会の適正な事務実施に基づき実施しているものです。本件につきましても先月の議案送付の際に事前に配付させていただき、意見がある場合は3月1日までに事務局へ報告いただくようお願いしておりました。その結果、2名の方から同じく意見をいただきましたので、運営委員会において審議、検討させていただき、一部修正をさせていただきました。つきましては、修正箇所を除く箇所の内容や数値の詳細説明は割愛させていただきます。

それでは、議案書の23ページから25ページをご覧ください。23ページのⅠでは、長岡市農業委員会の状況として、当市の農家・農地等の概要と農業委員会の体制について記載しております。

続いて、24ページの上段、Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化と24ページ中段のⅢ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、25ページ上段のⅣ、遊休農地に関する措置に関する評価については、1として現状及び課題を、2として令和3年度の目標及び活動計画をそれぞれ掲載してあります。

次の25ページ、中段の5の違反転用への適正な対応の1、現状及び課題の課題欄と2、令和3年度の活動計画の活動計画欄の記述内容に対し、10月から1月の総会において決定した違反転用への対応について具体的に明記するようご意見をいただきましたので、それぞれ記載内容を修正させていただきました。

説明は以上となります。この後ご承認いただきますと、議案第56号と同様に長岡市農業委員会のホームページに掲載し、市内の方から意見を聞いた上で国、県に進達いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

稲波忠昭委員 P・T会議を定期的で開催とありますが、何回ぐらい会議を予定して

おりますでしょうか。

小川係長 農地係長が説明します。

今坂係長 基本的には月1回程度と考えております。

稲波忠昭委員 回数にこだわらず、事案があったらちゃんと招集するようお願いいたします。

今坂係長 そのようにしたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第57号 令和3年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第58号 農地法第3条の許可申請について

議長 議案第58号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書の27ページから29ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は14件でございます。

1番から8番は売買による所有権移転、9番から14番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり
ます。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たして
おります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第58号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議

ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第59号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第59号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書31ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域2件、栃尾地域1件、計3件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において3月23日までに現地確認を実施しております。

1番、上塩の畑について、住宅建築敷地として利用するものでございます。議案資料29ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

2番、加津保町の畑について、庭敷地として利用するものであります。議案資料30ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、黒津町の畑について、住宅建築敷地として利用するものであります。工期は令和3年4月10日から令和3年8月10日までの計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、現在居住している敷地に農業用施設を集約すること等の理由から、これに伴い住宅を近接地に移転するものであるため、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置され

るものであるため、例外的に許可できるものでございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第59号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第60号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第60号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

なお、1番から4番は私が関係する案件でございますので、その案件の4件を除いて事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書33ページ、34ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域6件、三島地域1件、栃尾地域1件、計8件でございます。

会長の関係します1番から4番を除いて5番からご説明をいたします。

5番、十日町の田について、砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和3年4月18日から令和4年10月17日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地であります。転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

6番、町田町ほかの田畑について、工事用仮設ヤードとして利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年2月28日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地であります。転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるもの

であります。

7番、鳥越の畑について、住宅及び車庫建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料31ページに経過説明を掲載しております。申請地は、鳥越集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

8番、下櫛出の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料32ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第60号 農地法第5条の許可申請について、1番から4番を除いて許可することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

続いて、1番から4番について審議いたしますが、この件は私が関係する案件でございます。委員の議事参与はできませんので退席し、議長を職務代理と交代しますので、よろしく申し上げます。

（高橋会長 退席）

粉川会長職務代理者 議長を交代いたしました。

審議を続けます。農地法第5条の許可申請、1番から4番について、

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

1番から4番は同一の計画によるものですので、一括してご説明をいたします。撰田屋1丁目の田畑について、通路敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年8月31日までの計画であります。申請地は、住宅、事業用施設等が連たんしており、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

粉川会長職務代理人 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

粉川会長職務代理人 ありませんという声があります。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第60号 農地法第5条の許可申請について、1番から4番を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

粉川会長職務代理人 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

高橋会長の着席を求めます。

（高橋会長 自席へ着席）

粉川会長職務代理人 高橋会長にお伝えします。

1番から4番について、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ここで議長を会長と交代いたします。

（高橋会長 議長席へ着席）

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第61号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 初めに、議案書の差し替えをお願いいたします。

議案書発送後に利用権の設定・移転において、出し手の死亡により移転申請の取下げがあったため、37ページの差し替えをお手元のほうにご用意させていただきました。お手数をおかけしますが、後ほど内訳表の差し替えをお願いいたします。

それでは、改めましてご説明申し上げます。皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画1冊と利用権・中間管理権の地域別設定集計表A3、1枚を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の37ページの内訳表をご覧ください。今月は、利用権の設定・移転で351件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が297件、使用貸借権設定が29件、賃借権の移転が23件、使用貸借権の移転が2件となっております。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは466件の申出があり、内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が440件、使用貸借権の設定が26件となっています。

次に、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは318件の申出があり、内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が295件、使用貸借権設定が23件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊の農用地利用集積計画にて確認をお願いいたします。

以上、計1,135件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定

することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第62号

農用地利用配分計画案の決定について

議長

議案第62号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の41ページから43ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。

このたびは17件の申出があり、内容については賃借権の移転が16件、使用貸借権の移転が1件となっています。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定していただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手へ貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第62号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 4 報告第 9 号 農地法の届出通知等について

議長 日程第 4、報告第 9 号 農地法の届出通知等についてを議題とします。
事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4 条の届出について 6 件を 45 ページに、5 条の届出について 28 件を 46 ページから 50 ページに、農地法の適用を受けない事実確認 1 件を 51 ページに、18 条合意解約について 9 件を 52 ページ、53 ページに、利用権解約について 86 件を 54 ページから 68 ページに、中間管理権の解約について 13 件を 69 ページから 71 ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって第 10 回総会を閉会といたします。

閉 会（午後 4 時 20 分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

会長職務代理者
農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和3年3月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	出	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">23</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>人</td> <td>粉川一夫</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>安達隆幸</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	23	人	議事録署名委員		欠席委員	人	1	人	粉川一夫	委員	計		24	人	安達隆幸	委員
出席委員	人	23	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	1	人	粉川一夫	委員																		
計		24	人	安達隆幸	委員																		